

議案第51号

加西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

加西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

加西市長 西村 和平

加西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例

(加西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第1条 加西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例（平成26年加西市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26
年内閣府令第39号）」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・
子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」に改める。

(加西市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正)

第2条 加西市保育の必要性の認定に関する条例（平成26年加西市条例第24号）の一部を次
のように改正する。

第2条第2号中「第1条」を「第1条の5」に改める。

(加西市認定こども園設置条例の一部改正)

第3条 加西市認定こども園設置条例（平成26年加西市条例第32号）の一部を次のように
改正する。

第5条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

(加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正)

第4条 加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成26年加
西市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(審議資料)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)が公布され、幼児教育、保育の無償化等に関連する法令が改正されたため、下記の条例についても法令名や条ずれの修正、文言の整理の必要が生じたため、所要の改正を行うもの。

【概要】

- ・加西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年加西市条例第23号) (法令名の変更)
- ・加西市保育の必要性の認定に関する条例(平成26年加西市条例第24号)
(条ずれの修正)
- ・加西市認定こども園設置条例(平成26年加西市条例第32号)
(文言の修正:支給認定 → 教育・保育給付認定)
- ・加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例(平成26年加西市条例第36号) (文言の修正:支給認定 → 教育・保育給付認定)